

山田俊男君

1日の質疑では、提案の法案の内容を明確にする観点で質疑を起こさせていただきました。それ以後も、この質疑を経験する中で多くのことがだんだん分かってきているということだと思います。

ところで、今も平野委員からありましたけれども、参議院選挙で公約を出したその内容について、法案が成立したり、さらには法案の具体的なより内容を伝えるための対策を講ずるというふうにおっしゃっていただいているわけです。

私も、1日の質疑の中で、一つは、生産目標を示すと、その達成を図った対象者、農家が制度の対象であるというふうにおっしゃっていることは、すべての販売農家を対象にするよというふうにおっしゃっていたこととは違う点ですねということをお願いしたところでもありますし、さらには、販売農家につきましても、すべての販売農家と言っているわけですが、しかし、それは生産コストと販売価格のその差額が生じているものについて対象にする。そうになっていくと野菜等については対象に想定していませんという話があったわけですから、その点が明らかになる必要があります。

それから、公約では強制減反を廃止するというふうにおっしゃっていたわけですが、繰り返しますけど、生産目標をちゃんと達成してもらわなければ対象にならないよということがあるわけでありますから、それらの点。

さらには、生産費と販売価格との差額を補てんする、所得補償するという言いぶりなんですけど、実は米については、どうしても過剰ですから、そこは需要と供給の動向を踏まえたものにならざるを得ないんですよということで、下げるとい言葉には納得してもらえませんでした。その差額の圧縮といいますかね、それが生ずるといことをおっしゃっておられるわけですから、是非是非これらの考え方をえられた点、それをやはり明確にされて、そして説明をしていただきたいというふうにはこれをお願いします。これは大丈夫ですね。

平野達男君

考え方をえたといいうふうにおっしゃっていましたが、私どもは考え方をえたといいう考え方は持っておりません。いずれ今回の法律の中身、考え方についてはきちんとしっかりと説明していくということなんです。

山田俊男君

牧野委員が私の前に質問していただきました。

それは、この法案の中で販売価格と生産費、その差額を基本にして所得補てんするという、法律上はそうなっております。言葉の上で、平野委員は私とのやり取りの中でも販売価格と、これは標準販売価格と標準生産費、その逆転の状況を踏まえて対策を講ずる、逆転という言葉を使っておられるわけであります。舟山委員は、先ほどの質疑の中でもこれは生産費の方が販売価格を上回っていると、こんなふうにも言葉としておっしゃったというふうには思いま

す。

差額という言葉、逆転という言葉、上回っているという言葉がありますが、法律は差額を補てんすると、差額を基本に補てんするというこの条文だけでちゃんと誤解のないように説明ができるものなんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

平野達男君

いや、正に条文のとおりであります。それを今答弁のやり取りの中で差額と言ってみたり生産費が市場価格より上回っていると言ってみたり、あるいは逆転をしているという言葉を使ったかもしれません。

しかし、あくまでも今回は法律の審議ですから、法律の審議の中で、この中で標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした云々というのは、これは微動だにしない。これは根っこであることは間違いないです。

山田俊男君

この表は小さくて見えませんが、もうずっと頭に入っておられると思いますが、平野委員からお出しいただいた生産費の表であります。

これ見て、ごらんになりますように、規模の小さいところから規模の大きいところまで生産費は様々です。しかし、販売価格、すなわち手取り価格は多分いろいろ銘柄によって違いはあったりするでしょうが、基本的には一本としてあります。

その中で標準生産費と標準販売価格を見て、そこが差額部分について補てんをすると、こうおっしゃいますから、米についてはその対象になるよと、こうおっしゃっておられると見ていいと思いますが、その際米については、御案内のとおり、規模の大変小さいところはずっと生産費が上回る、さらに、規模の大きいところは場合によったら、これ上がる下がるの言葉で悪いんですけども、販売価格の方が生産費を上回っている事態があります。しかし、それについても、標準の差額でもって補てんするというふうにおっしゃっている。それでいいですね。

平野達男君

そのとおりであります。

山田俊男君

米についても、価格が高く推移したところ、それから、ここに見られるようにどうしても低く推移したところがあります。場合によったら、米についてはこの生産費を上回って価格が形成される可能性もなしとはしません。しかし、この場合でも、この米についての所得補償はあるというふうに考えていただいてもいいですね。

平野達男君

今の前提条件は、価格が生産費より上回っているという状況ですか、という御質問だったですか。

山田俊男君

そうです、はい。

平野達男君

ということですか。それはもう、価格は要するにもう生産の補償する水準を超えていますから、今回は発動されないということであります。

山田俊男君

この点はうまく平野さんも乗っかっていただきましたんで、大賛成。この点は、この所得補償方式のこのことを現在実施するに当たって、とりわけ過剰な米の状況の中でこの仕組みを展開するに当たって基本的な私は論点だというふうに思うんです。

だって、どうしても米については、御案内のとおり生産過剰が続きます。だって、値段がずっといいところだって、作柄が悪くって値段がずっといいことあります。そのときに補てんがないよといったときに、そのときに、いやいや、所得補償の対象がないといったときに、それでも生産調整をといいますか、生産目標を定めてそれをこなすという作業が必ず必要になるんです。その言うなれば所得を補てんするということと、もう1つは、過剰な米について具体的に需給均衡を目指してどういう対策を効果的に打つかというこの2つの関係をどう整理するかということと、この仕組みが非常に大事でありますし、この仕組みについて、そういうことを念頭に置いて仕組まれたものなのかどうなのかということが大変議論として出てくるころだと思いますから申し上げた次第であります。

御意見があれば、ありそうですから、おっしゃってください。

平野達男君

あるのではなくて、今ちょっと私、山田委員の御質問を聞いていて、何が問題なのかというのがいま一つよく分かりません。

要は、今回の米の、今米を限定に、じゃ米で話していきますけれども、米の生産費と市場価格に差がある、これは当然、これは所得補償と言っているんですから、その対象は標準的な生産費と標準的な販売価格の差、そこに農家が受け取るべき収入が来ないということを想定していると、これは明々白々です。

しからは、これは階層別に差がありますね、これはそのとおりです。この法案では、そういったところについてはあえて着目しないで、標準的な販売価格と標準的な生産費という概念でとらえて、1本でとらえるわけです。その結果として、多分所得水準は、規模の大きい

農家でも小さな農家でも、高い米作っている人も安い米作っている人も、1俵同じあれが乗ると思います。そういうイメージです。

山田俊男君

過剰が常態化した米についてはどうしても、御案内のとおり、生産目標を抑制する中で、その目標を達成する農家にはメリットとして一定の補償がないと目標を達成する取組は進まないわけです。だから、説明するまでもなく、今の現状、米の現状は正にそうなわけで、先ほど来議論がありました、生産調整をどうしても未達成になる事態が一方出ているわけで、そこをどうするかというのが課題でなっています。

ところで、この達成生産調整、すなわち民主党案で言うと生産目標の達成、未達成を考えると、コストを上回って販売価格を実現している大規模な農家は、補償がなくても米を作って、そして抑制した生産目標を配分しようにも、それはもう結構だと、自分はやるからと、こう言う。それからさらに、流通経費が少なくて済む地域、御案内のとおりイメージで分かりますね、この関東の大市場を相手にした隣県は流通コストが非常に少なくて済みますから、コストが安くて済みます。そういうところは所得補償がなくなつて米作りを、というのは生産目標の配分をもらわなくなつて、その達成を気にしなくなつて米作りを展開してしまうという事態が多いわけで、そういう意味では、要は作りやすい米以外の対策をどう具体的にきちんと打つか、手だてを講ずるかということがなければならないんです。

平野達男君

やっと委員の問題意識分かりました。

まず、本当に経営マインドというか、自ら経営の判断できるような多分農家、経営の判断というか、きちっと将来見通した、ある程度将来見通しに立って自分の経営がどういう状況かというのを判断できる農家を多分想定されているんだと思います。そういう農家は今回の、この間、谷合委員にも同様の質問を受けたんですけども、今回の措置では、例えば一俵当たりどれだけになるか分かりませんが、1,000円なのか2,000円かは分かりませんが、それと自分が生産調整に参加することの多分、必ずてんびんに掛けるはずで、どちらが有利かで判断するはずで、そして、どうしても私はやっぱり、もう販路も確保しているし高い金で売れるし、そんなもの要らないやという農家は、これはもうどんなに押さえ付けようとしても、立派に自立している農家ですから、自分で動くんだろうと思います。その代わり、その農家は、万が一価格が下落すれば、セーフティーネットがありませんから、そのリスクは抱えますね。一方、そういったリスクを勘案して、かつまた一俵当たりの、1俵2,000円か1,000円か分かりませんが、それと、自分が生産調整に参加して他の作物に転換した場合の収益がどうなるかということの総合的な判断でやるんだろうと思います。

他方、今、山田委員の御指摘あったように、いずれ米の需要がもしも下がるということがあるし、今現に米は過剰ぎみだというふうに言われていますから、米をき

つちり需給調整すれば水田に何を植えるかということは大きな問題になってきます。そのときに、麦、大豆にせよ飼料作物にせよ、米に対して比較して、そんなに遜色のないような水準の単価を設定するというのは大事だと思います。

しかし同時に、そちらに、作物に単価を設定すると同時に、私は、米にある一定の水準を乗せることで他の作物に対しての作付けもしやすくなるのではないかと。つまり、所得が安定していますから、そういった副次的な効果もこの対策によって期待し得るのではないかと。うふうに思っています。

山田俊男君

平野委員は、コストが高くて年金を補てんしてまで生産をしている小規模・高齢農家があると、そこに対する所得補償の仕組みを何とか実現していく必要があると、こうおっしゃってこられたわけでありませうけれど、小規模・高齢農家が作りやすい米を抑制して、そして麦や大豆を生産することになるんです。こうした、そうですね、小規模農家、高齢農家であっても生産目標数量を配分して、そしてそれをきちっと達成するということがあって初めて対象になるわけだし、需給調整にも役立つ。だから、こうした農家にも対策が必要なわけですが、こうした農家は、むしろ自分たちは作りやすい米を作った方がいいということがあるわけで、なかなかこれも生産抑制的な生産目標に乗っかってこないという構図が現にあります。地域によっては、ですから 20 アールや 30 アールの飯米農家に対しては現行でも生産調整の目標はもう配分しないと、これらの農家は飯米農家なんだからということで処理している、協議している、そして決定している事実もあるわけでありませう。

と考えたときに、本当にこのきちとした過剰下における生産調整を達成するためには、この一律な所得補償の仕組みではなくて、ないしは、それもどう仕組むかということはありませんけれど、同時に産地づくり推進交付金を含めた、これら作りにくい、しかしこの作物をきちっと定着させて需給均衡を図っていくという対策が必要なのに、民主党の案は、この法律の中のごく一部において、米に代わる農産物の生産と要素を加味するという言葉が入っているだけ。これでは根源的な解決につながらないのではないかと。ということを申し上げたいと思います。

平野達男君

大変重要な御指摘をいただいたと思います。そのとおりだと思います。

特に、中山間地域では 7 反、8 反持っている農家で高齢者が頑張っている。そこで単独で生産調整しろと言ったって、もうほとんど無理です。だから、そういうところでは多分集団転作をすとか、そういった土地利用調整も併せて必要だと思います。

と同時に、そういうことをやるために、それをやるためのインセンティブ、正に今委員おっしゃられたような産地づくり交付金、ああいった考え方に立った、単純なる麦、大豆の生産費と市場価格の差を補てんした交付金に、更に転作をする場合には一定程度の加算をする

ということで、米に代わる、これ、条文を書くときに確かにもっと、これは見えないじゃないかと、もっとはっきり書けという御趣旨であれば、そこは個人的には私も同意します。私も本当はこれは、余り言うとか何かあれですけども、もっとここは、米についてはもっと端的に書きたかった気持ちもあったんです。特に、米に代わる作物の部分については具体的に入れたらどうかという話もあったんですが、まず法律はコンパクトにしようということでこういう規定になりまして、米に代わる、特に、繰り返しになりますけれども、転作作物としてそれを推進するためにはそれなりの措置が必要であって、繰り返しになって恐縮ですけども、産地づくり交付金のようなああいう交付金にするか、品目ごとになるか、これからも皆さん方の御意見聞きながら考えたいと思っておりますが、そういう仕組みは絶対必要だというふうに考えています。

山田俊男君

先ほど、民主党の金子委員の御質問に、平野委員は、米価は構造的に下がると、そしてその方が需給調整上も課題の解決につながるというふうに御発言されておられました。詳細は議事録で確認してもいいわけではありますが、多分そういう趣旨かというふうに思います。

このことを、正にこのことをきっちり議論をするということがない限り、この仕組みは生きないのではないかというふうに私は思うんですが、その点、いかがですか。

平野達男君

私が言ったのは、今の中では、米の価格が下がれば構造の改革に資するという、そういう趣旨だというふうに御発言がありましたけど、そういうことは考えていません。私が言ったのは、米の価格を形成するのに今回の米緊急措置対策、これは必要、やむを得ない措置だったのかもしれませんが。こういった措置によって価格の浮揚をするということではなくて、価格形成はできるだけ介入しない。

しかし、私はこの委員会で何回も申し述べましたけれども、人口も減っていく、米に対する見方はうんと変わってきています。かつてみたいに特別なものだという見方も変わってきて、パスタとかパンとか、そういったもので同列に見るという見方も広がってきている中で、米の価格が下がる可能性があるわけです。そういう中でしっかりとした生産を続けてもらうために一定のセーフティーネット、今回のような所得補償でやるのが大事じゃないかという、そういう文脈で言ったつもりであります。

山田俊男君

この点に関連して、一番最後に残そうと思ったんですが、もうやっちゃいます。

結局、所得補償を言うだけでは問題は解決なかなかないのであって、多様な、今おっしゃった仕組みをどう盛り込んでいく必要があるわけでありまして。そういう意味では、むしろ、ここからなかなか大事なところなんですけれど、むしろ、この所得補償の法案は余りきれい

過ぎて、かつ余り単純過ぎて機能させられないんじゃないかというふうに思います。もっといろいろ補完する対策が絶対あってこそ生きてくるというふうに思います。

ところで、しかし参議院選挙であれだけ公約されて、分かりやすいせいもあって、単純で美しいからどんと出たのかもしれませんが、しかし、これは議論すれば議論するほど、多くの危ない方向を持っているんじゃないかというのが私の意見なんです。

じゃ、何が危ないかということなんですけれど、この制度は、小沢代表や輿石代表代行の言うように、貿易立国として農産物を完全自由化する、日本は世界で自由貿易の恩恵を最も受けている国の一つであり、農産物だけ例外というわけにはいきませんという、市場原理主義や自由貿易主義の論理の下に、自由化を進める戦略の下に、農産物の価格の低減を補完する制度として打ち出したものと言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。

もっと議論すればこの間に一杯あるんですけれど、どうもそういうふうに言わざるを得ない。この点、大事なところですので、ちょっとお聞きしたいと思います。

平野達男君

まず、ちょっと今手元に、輿石私どもの会長の本会議での演説の内容ですけれども、確かにその表現を使っておりますけれども、こうも言っているんです。国内農業の拡大を図らなければなりません。それから、掛け替えのない環境の維持や食料の安全保障という見地から、国内農業の拡大を図らなければならない、こういうことも言っているんです。基本は農業を守ると言っているんです。これは何回も申し上げたつもりですけれども、日本は貿易立国、FTA、WTOの推進もやる、しかし同時に守るべきものは守るということを輿石会長は演説で言っているんです。だから、そこの部分だけとらまえますと、多分輿石会長、不本意だと言うと思いますよ。

山田俊男君

輿石会長の農産物だけ例外とはいきませんと言っているところの意味は、やはり私は大変重要だというふうに思います。

ところで、平野委員は、1日の私の質疑の中でも、守るべきものは守る、必要な作物には関税措置は必要だというふうにおっしゃっている、これは議事録からです。そこは私も意見が一致します。このアジア・モンスーンの下における水田農業、稲作を主体にした我が国を始めとするアジアの多くの国々、圧倒的に、我が国もそうですが、農産物の輸入大国になってしまっております。そして、それは、このアジア・モンスーン下における水田農業がどうしても宿命的に背負った小規模零細な経営構造にあるわけです。

もうこの中で圧倒的な農産物を輸入しているこの国、我が国に対して更なる自由化の議論は、悪魔にこの国の農業、食料、国民生活の安全を売ることにならないかと思うんですよ。それはどうですか。

平野達男君

まさしくそういう気持ちで私たちも臨みたいと思っています。

山田俊男君

そこは平野委員のこれからの審議なり政治活動、多面のところありますから、是非是非、それからこの委員会もどんどん続くんでしょうから、その中でしっかり、一体この日本の農業が抱えている、アジアの農業が抱えている課題をどう解決するか、しっかりやろうじゃないですか。

ところで、私が、悪魔にこの国を売るんじゃないかというふうに心配している、危惧していることは、我々だけじゃないんです。WTOの交渉で我が国が連携しているG10という世界の輸入国のグループの農業団体があります。彼らも当然のこと、小沢代表の発言読んでいます。そして、著書も読んでいます。そして、この直接支払の法案を、所得補償法案をお出しになったという状況を彼らも把握しています。

その中で、要は、日本は農産物の完全自由化に一步踏み出したのかと、有力な野党の代表が経済界と一緒に主張を行っているんじゃないかと言うて心配しているわけであります。このような受け取り方は、平野さんの本意としてはそれは本意ではない、違うというふうにおっしゃるというふうに思いますが、この提案された法案の目的と重なってきているということについて、世界の国々も心配しているということを是非是非念頭に置いておかなきゃいかぬ。

言うなればそのことが、代表の発言も含めて、このことが、農業の多面的機能も含めた輸入国としての食料の安全保障のもう本当に切ないまでの主張、追い込まれてしょうがない中の切ないまでの主張に水を差しているといいますが、そういうことになっている、そこは非常に残念であります。

いずれにしても、この国の食料、農業のありようを憂えるものとして、先ほども言いましたが、日本型の農業をどんなふうにつくり上げていくか、活力ある地域をどうするかということを目指して知恵を出していく必要があるというふうに考えます。

ここで終わりませんでして、高橋局長に出てきてもらっておりまして、どうしてもここで確認をしておきたいところもありますので申し上げます。

前回、集落営農組合の意義と位置付けについて議論をさせてもらいました。民主党法案には、集落営農組合を対象とする、集落営農組合は販売業者を対象するというふうに位置付けられております。私はその際に、菅代表のあの口を極めた集落営農の批判、すなわち、コルホーズ、ソホーズ、人民公社というこの規定は、全く納得のいかない誹謗中傷というふうに思っていますから、これは民主党のどなたかが是非菅代表に言っておいてもらいたいというふうに思うところではありますが、ところで農林省にお聞きしたいわけです。

前回、これも高橋局長にお聞きしました。経理の一元化も個人の口座まで一緒にすることまで求めておらず、交付金をもらうための口座は用意してくださいというものであったと、

こんなふうに御発言あったと記憶しているんですが、これだとわざわざ経理の一元化なんといつて紛らわしくて、菅さんがコルホーズ、ソホーズと言ってくるような、大きな誤解なんだけれども、ああいうのをわざわざ言わせるようなことをしなくていいんじゃないかというふうに思うんですが、この点いかがですか。

政府参考人（高橋博君）

集落営農組織につきましては、今委員御指摘のとおり、基本的に対象作物の販売に係ります販売収入、それから当然のことながらそれに伴います交付金ということでございますので、この対象作物を中心とした営農活動について一つの口座を設けていただく。当然のことながら、繰り返しになりますけれども、個人の口座についてこれを一緒にしてくれということは毛頭考えているわけではございません。したがって、これはやはり集落営農組織としての処理、経理処理の第一歩なんですけれども、そういった形での一元化という形で言わせていただいております。

まあ、何といいましょうか、用語の是非、不適というのは、これは私どもも注意しなければならぬと思っておりますが、少なくともこれについては生産現場、集落現場にはきちんとこれまでも御説明させておりますし、また誤解があるようでございましたらまたきちんと御説明してまいりたいと思っております。

山田俊男君

是非、言葉の使い方大事でありますから、是非内容も含めて御検討をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、時間の限り。法人化について、一体、これは六年後の法人化を目指すということをおっしゃっているわけで、何を求めたのかということなんです。経営体として確立することなんだということだったかというふうに思いますが、赤字の場合の処理の仕方、それから施設や機械の更新、農地の所有権の扱い等、法人化するというところで一体何を求めているのかと。どうしても法人化しなければならないのかということがあるんです。

といいますのは、平成 27 七年を目指した効率的かつ安定的な農業経営の展望というのが、局長、ありますよね。その中に、家族農業経営を 33 ないし 37 万戸、法人経営を 1 万戸、1 万ね、そして集落営農を 2 ないし 4 万組織をつくるという展望が出て集落営農の位置付けがなされております。その集落営農の 2 ないし 4 万組織というのは決して法人化してなきゃ駄目だと言っているものではないはずなんです。だって、法人経営は別途 1 万あるんですから。もっと緩やかな作業の受託組織であったりしていいんじゃないかというふうに思います。

そういう意味で、是非、是非ですよ、今後の我が国農業の発展を考える、それから地域における実態を踏まえた担い手、多様な担い手を考えていくという観点からこの法人化の規定について見直しといいますか、議論をもう一度しっかりやっていただきたいというふうに思います。

とりわけ、福田総理が所信表明におきまして、「高齢者や小規模な農家も安心して農業に取り組める環境をつくり上げる」と、こうおっしゃっておられるわけでありますから、このことを具体化するために一体どういう対策を講ずると考えておられるのか、この要件の見直しの議論も含めて、考えがあればお聞きしたいと思います。

政府参考人（高橋博君）

集落営農組織の法人化の関係でございますけれども、基本的に、例えば税制につきましても、赤字欠損金の繰越しの問題でございますとか、あるいは準備金制度におきます経営発展の制度等の税制上の措置、あるいは、集落営農組織でございますのでやはり規模が大きくなります。そういった意味では、機械投資についての融資に関する法人のメリットというのがございます。さらには、実際に農地の権利関係の主体になり得るといこともございます。もろもろのこのような条件、さらに、いろいろあるわけでございますけれども、やはり任意組織に比べれば地域の組織体としては安定的なものであるもので、したがって、そちらのいわゆる法人化の方向で進んでいただきたいということで現状の要件があるわけでございます。

ただ、この要件につきましても、従来から申し上げておりますとおり、何が何でも5年たった段階で法人化をしていなければ、それで、けしからぬ、これはもう交付金の打切りですとか、そういうようなことを一切言っているわけではございません。この部分についてもやはり誤解があるかと思っておりますけれども、やはり集落の営農組織の熟度というものは地域地域であるわけでございます。今の段階で5年ということの一つの目標にしていっているわけでございますけれども、その時期、時期に応じて検証して、5年たった段階でどうしてもやはりなかなか当初目標どおりいかない場合には、さらに次の目標に向けてというような弾力的な形にもさせていただいているわけでございます。

いずれにいたしましても、やはり今後の5年、10年先の集落、水田集落というものをどのように地域として維持をしていくのかと、それが集落なのかどうかも含めて御検討いただくということを基本として対応してまいりたいというふうに思っております。

山田俊男君

時間が参りました。ありがとうございました。

今朝ほどの参考人の御意見の中にもありましたが、この民主党の提案が一石を投じたことは間違いない、こうおっしゃっているが、私も一石を投じたのは間違いないというふうに思います。ここで、これらを契機にして、そしてあるべき日本農業の姿、それから強固な生き生きした日本の農業、農村をつくり上げるという観点で是非是非今後ともしっかり議論をさせてもらいたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。